

特定(介護予防)福祉用具販売運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社隠岐第一商事が設置する(以下「事業所」という。)が行う指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を 確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高 齢者(以下「利用者」という。)に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む ことができるよう指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売(以下「指定特定福祉用具販売等」という。)を行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の 確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう指定特定福祉用具販売等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る。
- 2 事業の実施にあたっては、事業所は自らその提供する福祉用具貸与サービスの質の評価を行い、その改善を図るものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 有限会社 隠岐第一商事
- 2 所在地 住所島根県隠岐郡隠岐の島町岬町 1853-26

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 福祉用具専門相談員 常勤換算数 2.0 以上
専門相談員は、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 月曜日から金曜日までとする、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月4日及び8月13日から16日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(特定福祉用具販売の提供方法)

第6条 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びその置かれた状況等を十分勘案し、利用者の要介護状態若しくは要支援状態の改善等又は介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

- 2 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、当該特定福祉用具等が適切に選定され、かつ、使用されるよう専門的知識に基づいて相談に応じ、文書により特定福祉用具等の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具等の販売に係る同意を得るものとする。
- 3 指定特定福祉用具販売等の提供に当たっては、販売する特定福祉用具等の機能、安全性、衛生状態等に関し必要な点検を行うものとする。
- 4 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下、「居宅サービス計画等」という。）に指定特定福祉用具販売等が位置付けられている場合は、当該計画に特定福祉用具等が必要な理由が記載されるように指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者との連携を図るものとする。
- 4 事業所で取り扱う特定福祉用具の種目は次のとおりとする。

- (1) 腰掛便座
- (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品
- (3) 排泄予測支援機器
- (4) 入浴補助用具
- (5) 簡易浴槽
- (6) 移動用リフトつり具部分
- (7) 固定用スロープ
- (8) 歩行器（歩行車を除く）
- (9) 単点杖（松葉つえを除く）及び多点杖

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定特定福祉用具販売等の額は、カタログ記載された額とする。

- 2 特定福祉用具の搬入時に通常人数以上の従業者やクレーンを利用する場合などの特別な措置必要な場合や、島外から特定の福祉用具を仕入れる際に掛かる送料（海上運賃含む）は事前に見積額をお伝えし、実費負担金として利用者及び利用者家族に請求する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、隠岐の島町区域とする

(苦情処理)

第9条 管理者は、提供した指定福祉用具貸与に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

【事業所相談窓口】 担当者 高梨 悟金	TEL (08512) 2-9196
------------------------	--------------------

(事故発生時の対応)

- 第10条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

- 第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第12条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後3か月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

イ) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

ロ) 虐待防止のための指針の整備

ハ) 虐待を防止するための従業員に対する定期的な研修の実施

二) 上記措置を適切に実施するための担当者の設置

虐待防止に関する責任者	高梨 航士
-------------	-------

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族 等高齢 者を現に養護する者)による虐待を把握した場合は、迅速かつ適切に、これを市町村に通報する ものとする。

附 則

この規程は、令和6年 10月 18から施行する。